

# 水産流通適正化制度において事業者が農林水産大臣へ届出を行う際に、 水産庁へ添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下）の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。水産庁へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。  
※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

## 1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

|                               | 農林水産大臣による大臣許可のみを受けた採捕者 | 複数の都道府県知事による知事許可又は免許のみを受けた採捕者 | その他のケース※2 |
|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------|
| 採捕する権限を証する書類<br>【漁業許可証等の写し※1】 | ×                      | ○                             | 個別にご連絡下さい |
| 委任状<br>【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】 | ○                      | ○                             | ○         |

## 2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

|                                        | 農林水産大臣による大臣許可のみを受けた採捕者 | 複数の都道府県知事による知事許可又は免許のみを受けた採捕者 | その他のケース※2 |
|----------------------------------------|------------------------|-------------------------------|-----------|
| 採捕する権限を証する書類<br>【漁業許可証等の写し※1】          | ×                      | ○                             | 個別にご連絡下さい |
| 漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類<br>【事業報告書等】 | ○                      | ○                             | ○         |
| 委任状<br>【代理人（行政書士等）が届出する場合】             | ○                      | ○                             | ○         |

※1 漁業許可証、漁業権免許証、組合員行使権を有することを証する書類、その他法令の規定による採捕権限を有することを証する書類

※2 農林水産大臣の許可と都道府県知事許可又は免許等、国と都道府県の両方から採捕権限を有している場合などを想定

# 水産流通適正化制度において事業者が農林水産大臣へ届出を行う際に、 水産庁へ添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、うなぎの稚魚（全長13cm以下）の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要です。水産庁へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

## 1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

|                           | 個人事業者 | 法人 |
|---------------------------|-------|----|
| 氏名及び住所を証する書類<br>【住民票等の写し】 | ×     | —  |
| 定款及び登記事項証明書               | —     | ×  |

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

## 2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 （代理届出を含む）

|                               | 個人事業者 | 法人 |
|-------------------------------|-------|----|
| 氏名及び住所を証する書類<br>【住民票等の写し】     | ○     | —  |
| 定款及び登記事項証明書                   | —     | ○  |
| 委任状<br>【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】 | ○     | ○  |

問合せ先：アワビ、ナマコ担当：水産庁加工流通課 tel:03-6744-0581 e-mail:tekiseika\_suisan@maff.go.jp  
うなぎの稚魚 担当：栽培養殖課 tel:03-3502-8489 e-mail:tekiseika\_unagi\_class1@maff.go.jp



## 水産流通適正化法に基づく届出に係る添付書類の省略について

〔 令和4年9月30日付け4水漁第916号  
水産庁長官通知 〕

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）の規定に基づき、特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であって、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（以下「採捕事業者」という。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）が届出又は変更の届出をする際には、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号。以下「施行規則」という。）第5条、第7条又は第22条の規定により、必要事項を記載した届出書のほか、届出内容の確認に必要となる書類を添付することとされている。

一方で、農林水産大臣は、「当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる」こととされている（施行規則第5条第2項ただし書き、第7条第1項ただし書き及び第22条第3項ただし書き）。

採捕事業者及び取扱事業者が農林水産大臣に届出又は変更の届出をする際の「当該書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるとき」及び省略できる書類は、それぞれ以下のとおりとする。

- 1 採捕事業者による届出及び変更の届出（施行規則第5条及び第7条関係）
  - (1) 漁業法第36条第1項及び第119条第1項に基づき、農林水産大臣による漁業の許可を受けた採捕事業者の場合は、施行規則第5条第2項第1号イの当該許可に係る許可証の写し及び第7条第1項の当該事項の変更の事実を証する書類の省略を可とする。
  - (2) 漁業法第69条第1項に基づき、農林水産大臣による免許を受けた採捕事業者の場合は、施行規則第5条第2項第1号ロの当該免許を受けたことを証する書類及び第7条第1項の当該事項の変更の事実を証する書類の省略を可とする。
  
- 2 取扱事業者による届出（施行規則第22条関係）
  - (1) 個人の取扱事業者であって、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）により届出を行う場合は、施行規則第22条第3項第1号の住民票の写し又はこれに類するものであって氏名又は住所を証する書類の添付の省略を可とする。
  - (2) 法人であって、eMAFFにより届出を行う場合は、施行規則第22条第3項第2号イの定款及び同条同項同号ロの登記事項証明書の添付の省略を可とする。